

閱覽用

ISSN 1346-7328

国総研資料 第239号

平成17年3月

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.239

March 2005

建築基準法、住宅品質確保促進法等技術基準資料（第3集）

Technical documents developed for Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act and other building/housing policy measures (Vol. 3)

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management

Ministry of Land, Infrastructure and Transport, Japan

国土技術政策総合研究所資料

第 239 号 2005 年 3 月

建築基準法、住宅品質確保促進法等建築関係技術基準資料（第 3 集）

国土技術政策総合研究所 建築研究部、住宅研究部

概要

建築基準法等において規定される技術的基準の策定は、国土技術政策総合研究所（国総研）が、本省の要請を受け、独法建研との連携の下で、関連する研究成果や蓄積した技術情報をベースとして、その原案作成業務を担い、あるいはそれに対する支援を行っている。本資料は、一昨年及び昨年に発行された第 1 集及び第 2 集に続き、国総研及び独法建研の技術的支援に基づき策定された告示等の原案のうち、2004 年中にパブリックコメント用として本省により公開されたものを取りまとめたものである。また、それぞれの原案毎に、作成作業を担当した建築住宅性能基準原案作成委員会の各部会名称を明記とともに、実際の技術的支援業務を担当した委員名簿も併せて掲載している。

キーワード：

技術的基準、建築基準法、住宅品質確保促進法、パブリックコメント

Technical Note of NILIM

No.239 March 2005

Technical documents developed for Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act and other building/housing policy measures (Vol.3)

Building Department, Housing Department
National Institute for Land and Infrastructure Management

Synopsis

In response to the request from Housing Bureau of the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (MLIT), the National Institute for Land and Infrastructure Management (NILIM) has, together with IAI (Independent Administrative Institution) -BRI (Building Research Institute), taken the function to make drafts of technical documents to be issued under the Building Standard Law and other policy measures and given necessary technical assistance making use of the results and technical information collected through its research and development activities. This document is the 3rd edition of the compilation of draft technical notifications and other similar documents developed through assistance from NILIM and IAI-BRI and published by MLIT for public consultation procedures during 2004. This also includes the names of Sub-Committees and researchers in charge of development of each technical document.

technical documents, Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act, public consultation

Key Words :

〈はしがき〉

建築基準法においては、1998年の法改正以来、技術基準の「性能規定化」が進められている。その目的は、要求される性能を明示することで、多様な仕様、材料等の採用を可能とすることである。

性能規定化された技術基準体系は、目標とすべき性能要求を定めた基準のほか、建築物がその性能を満足することを証明するための計算方法等を定めた「検証方法」基準と、性能を満足する建築物の「例示仕様」を定めた基準とから構成される。2000年に住宅の品質確保の促進等に関する法律（「品確法」）に基づき新たにスタートした「住宅性能表示制度」も同様の考え方によっている。

この性能規定化の効果を十分に発揮するためには、検証方法及び例示仕様が陳腐化することがないよう、絶えず、民間の新しい技術開発等に対応した見直しを進めていく必要がある。そこで、2003年1月より、以下のとおり、技術基準の見直し体制が整備され、国総研が、独立行政法人建築研究所（独法建研）及びその他の関係機関の協力を得つつ、技術基準原案の作成の役割を担うこととなった。

まず、国土交通省に、技術基準の見直しの検討を行うため、学識経験者を主要構成メンバーとする「建築住宅性能基準検討委員会」が設けられた。

あわせて、本省住宅局からの要請を受けて、国総研が技術基準等の見直し原案の作成を行うこととされた。そのため、建築研究部及び住宅研究部が中心となり、独法建研の研究者の参画を得て、所内に「建築住宅性能基準原案作成委員会」を設置した。これは、企画、構造、防火、環境・設備、材料・耐久性及び建築計画の各部会から構成されており、上記検討委員会の分野別部会の機能を果たすものとして運営されている。なお、技術基準の見直しに関する提案を広く民間から受ける「コンタクトポイント」を、建築住宅性能基準運用協議会（建築基準法・品確法に基づき技術評価等を行う7指定機関が設置）の協力を得て開設しているほか、見直し原案の作成に当たっては、同協議会に設置された技術委員会等の場を通じて、積極的に学識経験者や民間等との情報や意見の交換を行うこととしている。

本資料は、昨年までに発行された第1集及び第2集に続き、このような体制の下で、独法建研との連携により作成した建築基準法、品確法及び関係する他の法令に基づく政令、告示等の技術基準の原案のうち、2004年中にパブリックコメント募集のために本省より公開されたものを取りまとめたものである。それぞれの技術基準の原案毎に、建築住宅性能基準原案作成委員会の担当部会名称を明記するとともに、各部会委員の名簿も併せて掲載した次第である。



目 次

国総研の支援により作成された建築基準法、住宅品質確保促進法等の技術基準原案一覧	1
建築住宅性能基準原案作成委員会（分野別部会）名簿	3
技術基準原案	9
○建築基準法関係	
1 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件	11
2 通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件	12
3 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件	13
4 準耐火構造の構造方法を定める件	14
5 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件	15
6 木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件	16
7 防火構造の構造方法を定める件	17
8 準耐火構造の構造方法を定める件	18
9 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件	19
10 鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	20
11 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件改正案	23
12 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件改正案	25
13 建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件改正案	27
○住宅品質確保促進法関係	
14 資料1 基準の変更案の概要	29
15 資料2 日本住宅性能表示基準(変更案)	30
16 資料3 評価方法基準(変更案)	31

国総研の支援により作成された建築基準法、住宅品質確保促進法等の技術基準原案一覧

○建築基準法関係

No.	パブリックコメント		件 名	主担当部会	公布日(告示番号)
	開始日	終了日			
1	H16. 2. 3	H16. 3. 3	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件	構造防火	16. 3. 22 (331)
2	H16. 2. 3	H16. 3. 3	通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件	防火	16. 3. 22 (332)
3	H16. 2. 3	H16. 3. 3	通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件	防火	16. 3. 22 (333)
4	H16. 2. 3	H16. 3. 3	準耐火構造の構造方法を定める件	防火	16. 9. 29 (1172)
5	H16. 2. 3	H16. 3. 3	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件	防火	16. 3. 22 (335)
6	H16. 3. 30	H16. 4. 30	木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件	防火	16. 9. 29 (1174)
7	H16. 3. 30	H16. 4. 30	防火構造の構造方法を定める件	防火	16. 9. 29 (1173)
8	H16. 3. 30	H16. 4. 30	準耐火構造の構造方法を定める件	防火	16. 9. 29 (1172)
9	H16. 3. 30	H16. 4. 30	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件	防火	16. 7. 7 (790)
10	H16. 12. 1	H16. 12. 31	鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造	未公布
11	H16. 12. 1	H16. 12. 31	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件改正案	構造	未公布
12	H16. 12. 1	H16. 12. 31	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件改正案	構造	未公布
13	H16. 12. 1	H16. 12. 31	建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件改正案	構造	未公布

○住宅品質確保促進法関係

No.	パブリックコメント		件 名	主担当部会	公布日(告示番号)
	開始日	終了日			
14	H16. 2. 3	H16. 3. 3	資料1 基準の変更案の概要	環境	—
15	H16. 2. 3	H16. 3. 3	資料2 日本住宅性能表示基準(変更案)	環境	16. 4. 1 (421)
16	H16. 2. 3	H16. 3. 3	資料3 評価方法基準(変更案)	環境	16. 4. 1 (422)

建築住宅性能基準原案作成委員会（分野別部会）名簿

(平成 17 年 1 月現在。中途交代を含む。)

○企画部会

主　查	平野　吉信	国総研建築研究部長
幹　事	五條　涉	国総研建築研究部基準認証システム研究室長
	上森　康幹	独法建研企画部企画調査課長
委　員	西山　功	国総研住宅研究部長（平成 16 年 4 月から）
	山下　浩一	国総研企画部基準研究官（平成 16 年 7 月から）
	飯場　正紀	国総研危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
	澤地　孝男	国総研建築研究部建築新技術研究官
	河合　直人	国総研建築研究部構造基準研究室長（平成 16 年 3 月まで）
	向井　昭義	国総研建築研究部構造基準研究室長（平成 16 年 4 月から）
	河野　守	国総研建築研究部防火基準研究室長
	桑沢　保夫	国総研建築研究部環境・設備基準研究室長（平成 16 年 4 月から）
	亀村　幸泰	国総研住宅研究部住宅計画研究室長（平成 16 年 6 月まで）
	居谷　献弥	国総研住宅研究部住宅計画研究室長（平成 16 年 7 月から）
	槌本　敬大	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究官（平成 16 年 4 月から）
	坊垣　和明	独法建研首席研究員（平成 16 年 3 月まで）
	岡田　恒	独法建研構造研究グループ長
	大澤　元毅	独法建研環境研究グループ長（防火研究グループ長　併任）
	伊藤　弘	独法建研研究総括監
	本橋　健司	独法建研材料研究グループ長（建築生産研究グループ長　併任） (平成 16 年 4 月から)
	斎藤　憲晃	独法建研住宅・都市研究グループ長（平成 16 年 6 月まで）
	浅見　真二	独法建研住宅・都市研究グループ長
	山海　敏弘	独法建研環境研究グループ上席研究員
	萩原　一郎	独法建研防火研究グループ上席研究員
	鹿毛　忠継	独法建研建築生産料研究グループ上席研究員
	喜々津仁密	独法建研構造研究グループ主任研究員
	棚野　博之	独法建研材料研究グループ上席研究員（平成 16 年 3 月まで）
	布田　健	独法建研建築生産研究グループ主任研究員

○構造部会

主　査	岡田　恒	独法建研構造研究グループ長
幹　事	向井　昭義	国総研建築研究部構造基準研究室長
	喜々津仁密	独法建研構造研究グループ主任研究員
委　員	西山　功	国総研住宅研究部長
	上之蔵隆志	国総研危機管理技術研究センター建築災害対策研究官（平成16年9月まで）
	飯場　正紀	国総研危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
	五條　渉	国総研建築研究部基準認証システム研究室長
	犬飼　瑞郎	国総研総合技術政策研究センター評価システム研究室長
	石原　直	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究員
	小豆畠達哉	国総研建築研究部構造基準研究室主任研究官
	緑川　光正	独法建研研究専門役（平成16年4月から）
	大川　出	独法建研構造研究グループ主席研究監
	河合　直人	独法建研構造研究グループ上席研究員
	福山　洋	独法建研構造研究グループ上席研究員
	奥田　泰雄	独法建研構造研究グループ上席研究員
	小山　信	独法建研構造研究グループ上席研究員
	田村　昌仁	独法建研国際地震工学センター上席研究員
	横井　俊明	独法建研国際地震工学センター上席研究員（平成16年4月から）
	齋藤　大樹	独法建研国際地震工学センター上席研究員
	加藤　博人	独法建研構造研究グループ主任研究員
	長谷川　隆	独法建研構造研究グループ主任研究員
	井上　波彦	独法建研構造研究グループ主任研究員
	楠　浩一	独法建研構造研究グループ主任研究員
	森田　高市	独法建研構造研究グループ主任研究員
	勅使川原正臣	独法建研構造研究グループ上席研究員（平成16年3月まで）
	五十田　博	独法建研構造研究グループ主任研究員（平成16年9月まで）
	長谷川拓哉	独法建研材料研究グループ主任研究員（平成16年7月まで）
	鹿嶋　俊英	独法建研国際地震工学センター主任研究員（平成16年4月から）
	向井　智久	独法建研構造研究グループ研究員（平成16年4月から）

○防火部会

主　查	坊垣　和明	独法建研防火グループ長併任（研究総括監）（平成 16 年 3 月まで）
	大澤　元毅	独法建研環境研究グループ長（防火研究グループ長　併任） (平成 16 年 4 月から)
幹　事	河野　守	国総研建築研究部防火基準研究室長
	萩原　一郎	独法建研防火研究グループ上席研究員
委　員	山名　俊男	国総研建築研究部防火基準研究室主任研究官
	五頭　辰紀	国総研建築研究部防火基準研究室主任研究官
	鍵屋　浩司	国総研都市研究部都市開発研究室主任研究官
	林　吉彦	独法建研防火研究グループ上席研究員
	成瀬　友宏	独法建研防火研究グループ上席研究員
	増田　秀昭	独法建研防火研究グループ主任研究員
	茂木　武	独法建研防火研究グループ主任研究員
	吉田　正志	独法建研防火研究グループ主任研究員

○環境・設備部会

主　查	大澤　元毅	独法建研環境研究グループ長（防火研究グループ長　併任）
幹　事	桑沢　保夫	国総研建築研究部環境・設備基準研究室長
	山海　敏弘	独法建研環境研究グループ上席研究員
委　員	澤地　孝男	国総研建築研究部建築新技術研究官
	倉山　千春	国総研建築研究部環境・設備基準研究室主任研究官
	三木　保弘	国総研住宅研究部住環境計画研究室主任研究官
	田島　昌樹	国総研住宅研究部住環境計画研究室研究官（平成 16 年 4 月から）
	坊垣　和明	独法建研首席研究員
	福島　寛和	独法建研環境研究グループ上席研究員
	足永　靖信	独法建研環境研究グループ上席研究員
	瀬戸　裕直	独法建研環境研究グループ主任研究員
	西澤　繁毅	独法建研環境研究グループ研究員（平成 16 年 4 月から）

○材料・耐久性部会

主査	本橋 健司	独法建研材料研究グループ長（建築生産研究グループ長 併任）
幹事	樋本 敬大	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究官
	鹿毛 忠継	独法建研建築生産研究グループ上席研究員
委員	西田 和生	国総研建築研究部構造基準研究室主任研究官
	宮村 雅史	国総研建築研究部構造基準研究室主任研究官
	長谷川直司	国総研住宅研究部住宅生産研究室長
	有川 智	国総研住宅研究部住環境計画研究室長
	古賀 純子	国総研住宅研究部住宅ストック高度化研究室研究官
	小野久美子	国総研住宅研究部住宅生産研究室研究官
	伊藤 弘	独法建研研究総括監
	棚野 博之	独法建研材料研究グループ上席研究員
	大久保孝昭	独法建研材料研究グループ上席研究員（平成16年3月まで）
	中島 史郎	独法建研材料研究グループ上席研究員
	杉山 央	独法建研材料研究グループ上席研究員
	西山 功	独法建研建築生産研究グループ上席研究員（平成16年3月まで）
	山口 修由	独法建研材料研究グループ主任研究員
	長谷川拓哉	独法建研材料研究グループ主任研究員（平成16年7月まで）
	濱崎 仁	独法建研材料研究グループ主任研究員
	眞方山美穂	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	平沢 岳人	独法建研建築生産研究グループ主任研究員（平成16年9月まで）
	平出 務	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	藤本 秀一	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	布田 健	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
	根本かおり	独法建研建築生産研究グループ研究員

○建築計画部会

主　查	斎藤　憲晃	独法建研住宅・都市研究グループ長（平成16年6月まで）
	浅見　真二	独法建研住宅・都市研究グループ長（平成16年7月から）
幹　事	亀村　幸泰	国総研住宅研究部住宅計画研究室長（平成16年6月まで）
	居谷　献弥	国総研住宅研究部住宅計画研究室（平成16年7月から）
	布田　健	独法建研建築生産研究グループ主任研究員
委　員	大澤　元毅	国総研住宅研究部長（平成16年3月まで）
	西山　功	国総研住宅研究部長（平成16年4月から）
	長谷川直司	国総研住宅研究部住宅生産研究室長
	小島　隆矢	独法建研住宅・都市研究グループ主任研究員
	樋野　公宏	独法建研住宅・都市研究グループ研究員（平成16年4月から）

技 術 基 準 原 案

ご覧いただくに当たってのご注意

- 1) 以下の技術基準原案は、国土交通省ホームページにおいて、パブリックコメント手続きのため公開されたものである。従って、その後実際に公布された政令、告示等の技術基準の内容とは異なっているところがある。
- 2) ここに示された技術基準原案は、国総研及び独法建研が、建築住宅性能基準原案作成委員会の各部会を通じてその作成に当たったものであるが、一部について原案検討を行ったものも含まれている。

○ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文案

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぱりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぱりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次にいずれかに適合すること。</p> <p>一～五 路</p> <p>六 針葉樹の構造用集成材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第百四十三号）第四条に規定する目視等級区分集成材又は第五条に規定する機械等級区分集成材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセン以下のもの</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぱりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぱりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次にいずれかに適合すること。</p> <p>一～五 路</p> <p>六 針葉樹の構造用集成材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第百四十三号）第四条に規定する目視等級区分集成材又は第五条に規定する機械等級区分集成材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセン以下のもの</p>

- 通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件の一項を改正する告示新旧对照案文書

昭和六十一年建設省告示第十九百一号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和第二十一年政令第三百三十八号）第一百五十五条の二第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止する」とができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有效地に被覆された部分を除く。）から内側に次に掲げる木材の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる値の部分を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝える」とができる構造である。</p> <p>二 昭和六十一年建設省告示千八百九十八号第一号から第三号までに規定する規格に適合するもの 一・五センチメートル</p> <p>三 昭和六十一年建設省告示千八百九十八号第六号に規定する規格に適合するもの 三センチメートル</p> <p>一四 略</p>	<p>建築基準法施行令（昭和第二十一年政令第三百三十八号）第一百五十五条の二第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止する」とができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有效地に被覆された部分を除く。）から内側に「一・五センチメートルの部分を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝える」とができる構造であること。</p> <p>二 昭和六十一年建設省告示千八百九十八号第一号から第三号までに規定する規格に適合するもの 一・五センチメートル</p> <p>三 昭和六十一年建設省告示千八百九十八号第六号に規定する規格に適合するもの 三センチメートル</p> <p>一四 略</p>

○ 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造である」とを確かめるための構造計算の基準を定める件の一部を改正する告示
新旧対照条文案

昭和六十二年建設省告示第千九百一号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和第二十五年政令第三百三十八号。以下「令」）第一百五条の二第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造である」とを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。	建築基準法施行令（昭和第二十五年政令第三百三十八号。以下「令」）第一百五条の二第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造である」とを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。
通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものである。	通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものである。
一 略	一 略
一 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に次に掲げる木材の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる個の部分が除かれるものとして、令第八十一条第一号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算する」と。	一 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に「一・五センチメートルの部分が除かれるものとして、令第八十二条第一号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算する」と。
二 昭和六十二年建設省告示千八百九十八号第一号から第三号まで「規定する規格に適合するもの」「一・五センチメートル」	二 昭和六十二年建設省告示千八百九十八号第一号から第三号まで「規定する規格に適合するもの」

四 昭和六十二年建設省告示千八百九十八号第六号に規定する規格に適合するもの「一・五センチメートル」	三・四 略
---	-------

	改正案	現行
第一 路	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。
第二 路	令第百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。	令第百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。
一 路	第一第一号口(1)(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とする」と。	第一第一号口(1)(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とする」と。
イ 略	口 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあっては、「一・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」として、「三・七センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第一号口において同じ。）に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造である」と。	口 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあっては、「一・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第一号口において同じ。）に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造である」と。
ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百	ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百	
第三へ六 路	二 路	
第三へ六 路	二 路	

二号に定める基準（同告示第一号の規定にあっては、「一・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」として、「三・七センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第一号口において同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造である」と。

二 路

第三へ六 路

○ 耐火建築物とする」と要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する告示新旧対照表文案

平成十二年建設省告示第千三百八十九号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第一百五十三条の二の二第一項第一号の規定に基づき、耐火建築物とする」と要しない特殊建築物的主要構造部の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 令第百五十三条の二の二第一号イに掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号口(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とする」と。</p> <p>イ 略</p> <p>口 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第一号口において同じ。）に従つて、通常の火災時に対し耐力の低下を有効に防止することができる構造である」と。</p> <p>二 略</p> <p>第三～五 略</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第一百五十三条の二の二第一項第一号の規定に基づき、耐火建築物とする」と要しない特殊建築物的主要構造部の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 令第百五十三条の二の二第一号イに掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号口(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とする」と。</p> <p>イ 略</p> <p>口 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第一号口において同じ。）に従つて、通常の火災時に対し耐力の低下を有効に防止することができる構造である」と。</p> <p>二 略</p> <p>第三～五 略</p>
<p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百二号に定める基準（同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第一号ハにおいて同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造である」と。</p> <p>二 略</p> <p>第三～五 略</p>	<p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百二号に定める基準（同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第一号ハにおいて同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造である」と。</p> <p>二 略</p> <p>第三～五 略</p>

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第百九条 の六に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、 次の各号のいずれかに該当するもの(第二号に掲げる構造方法にあつ ては、土塗壁と間柱及び杭との取合いの部分(以下「取合いの部分」 といふ。)を、当該取合いの部分にちりぢりを設ける等該建築 物の内部への炎の侵入を有效地に防止することができる構造とするもの に限る。)とする。	第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第百九条 の六に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、 次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 路 二 土塗真壁造で塗厚さが三十ミリメートル以上のもの(前号に掲げ る構造を除く。) 三 次に定める防火被覆が設けられた構造(第一号に掲げる構造を除 く。)とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及び梁の部分に ついては、この限りではない。
イ・ロ 路	イ・ロ 路
第一 第二 建築基準法施行令第百九条の六に掲げる技術的基準に適合 する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。	第一 第二 建築基準法施行令第百九条の六に掲げる技術的基準に適合する非 耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。
一 路	一 路
二 第二号及び第三号に定める構造(前号に掲げる構造を除く。)	二 第二号に定める構造(前号に掲げる構造を除く。)

く。)

(傍線部分は改正部分)

	改正案	現行
第一	外壁の構造方法は、次のいずれかに該当するものとする。	外壁の構造方法は、次のいずれかに該当するものとする。
一	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法については、次に定めるもの（ハ）(イ)（ロ）及び（ハ）(二)に掲げる構造方法については、土塗壁と間柱及び板との取合の部分（以下「取合いの部分」という。）を、当該取合いの部分に「[カ]リジやくり」を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法については、次に定めるものとする。
イ・ロ 略		
ハ (1) 略		
(2)	土塗真壁造で、塗厚さが四十ミリメートル以上のもの（裏返塗りをしないものにあっては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが十五ミリメートル以下であるもの、又は、間柱の屋外側の部分に厚さが十五ミリメートル以上の木材を張つたものに限る。）	土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの
(3)	次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。	次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。
イ・ロ 略		
ハ (1) 略		
(2)	土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの	土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、口(二)に定めるもの
(3)	次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。	屋内側にあっては、口(二)に定めるもの
(ii)	屋外側にあっては、次のいずれかに該当するもの	屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの
(i)	土塗壁で塗厚さが三十ミリメートル以上のもの	屋外側にあっては、次のいずれかに該当するもの
(ii)	土塗壁で塗厚さが木すりしつくい塗りで厚さが二十ミリメートル以上るもの	(i) 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで厚さが二十ミリメートル以上のもの
(iii)	屋外側にあっては、次のいずれかに該当するもの	(ii) 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで厚さが二十ミリメートル以上のもの
(iv)	木毛セメント板張又はせつじングボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの	(i) 木毛セメント板張又はせつじングボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
(v)	土塗壁で塗厚さが二十三ミリメートル以上のもの（下見板を張つたものを含む。）	(ii) 土塗壁で塗厚さが二十三ミリメートル以上のもの（下見板を張つたものを含む。）
(vi)	厚さが十二ミリメートル以上の下見板（屋内側が(i)口(二)に該当する場合に限る。）	口(二)から(i)から(v)のいずれかに該当するもの
(vii)	口(二)から(v)のいずれかに該当するもの	

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

第一～四 略

第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。

一 略

一 令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁）によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているのを除く。）

イ・ロ 略

ハ 野地板及びたる木を、それぞれ、厚さが三十三ミリメートル以上及び四十五ミリメートル以上の木材で造り、かつ、これらと外壁（軒板を含む。）との間にできるすき間の部分に、厚さが四十五ミリメートル以上の木材の面同板が設けられた構造とすること。（たる木及び面同板との取合いの部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」とこう。）を、当該取合い等の部分にたる木欠きを設けるなど当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する）ことができるものに限る。）

第一～四 略

第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。

一 略

一 令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁）によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているのを除く。）

イ・ロ 略

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
-------	-----

第一～四 略

第五 令第百十五條の二の二第一項第一号口に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法は、次のいずれかに定めるものとする。

一 次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられる等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する構造とすること。

ア～ウ 略

二 野地板及びたる木を、それぞれ、厚さが三十三ミリメートル以上及び四十三ミリメートル以上の木材で造り、かつ、これらと外壁（軒板を含む。）との間にできるすき間の部分に、次に定める面戸板その他これらに類するものが設けられた構造とすること。（口に掲げる構造方法にあっては、たる木及び面戸板との取合いの部分その他のこれらに類する部分（以下「取合い等の部分」とこう。）を、当該取合い等の部分にたる木欠きを設けるなど当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とする）

イ 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四十三ミリメートル以上の漆喰、土又はモルタルを塗つたもの

第一～四 略

第五 令第百十五條の二の二第一項第一号口に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることとする。

一 二のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることとする。

一～三 略

口 厚さが三十三ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが二十ミリメートル以上の漆喰、土又はモルタル（自立する構造であるものに限る。）を塗つたもの

--	--

○国土交通省告示 第***号 (案)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートによる製品のうち、鉄筋その他の補強材で補強したパネルをいう。以下同じ。）を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第一項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

平成十六年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

第一 材料

- 軽量気泡コンクリートパネルの材料は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 軽量気泡コンクリートの密度及び圧縮強度は、それぞれ次に定めるところによる。一
イ 密度 一立方メートルにつき四百五十キログラム以上五百五十キログラム未満
ロ 圧縮強度 一平方ミリメートルにつき二二ニュートン以上
- 二 軽量気泡コンクリートは、亀裂、気泡むら、欠け、反りその他の構造耐力上支障のある欠陥がないものとすること。

第二 床版又は屋根版の構造

床版又は屋根版は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 ブレースの併用その他の措置により軽量気泡コンクリートパネルが水平力を負担しない構造とする。一
二 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルの厚さは、次の表に掲げる数値以上の数値とする
1.15m。

使用部分	厚さ (単位 センチメートル)
床版	1 25

屋根版

この表において、 m は、支点間の距離（単位 センチメートル）を表すものとする。

30

三 軽量気泡コンクリートパネルの補強材は鉄筋を用いるものとし、軽量気泡コンクリートパネルの主筋（支点間の距離の方向に配置された鉄筋をいう。以下同じ。）は、屋根版にあってはパネルの幅六十センチメートルにつき三本以上、床版にあってはパネルの幅六十一センチメートルにつき引張側に三本以上及び圧縮側に一本以上を釣合い良く配置するものとし、横筋（主筋と直交方向に配置された鉄筋をいう。以下同じ。）と溶接により接合しなければならない。ただし、日本工業規格 A 五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一一九九七に規定された曲げ試験によって、軽量気泡コンクリートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び当該横筋を配置した場合と同等以上であることが確かめられた場合は、この限りでない。

四 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、金物、モルタル等で構造耐力上支障のないよう周囲の構造耐力上主要な部分に取り付けなければならない。

2 建築物が次の各号に該当するものとし、建築基準法施行令第八十二条第一号から第三号までに定める構

造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、前項第一号の規定は適用しない。

一 地階を除く階数を五以下とし、かつ、平面形状及び立面形状を長方形その他これらに類する形状とする。

一 最下階の床版であつて一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を繋結したものと含む。）の基礎ばかり（べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。）に繋結する場合を除き、床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルを並べて配置する場合は、軽量気泡コンクリートパネル相互の接合部をコッター筋又は金物によつて構造耐力上有効に接合すること。

第三 防食措置等

一 吸水若しくは吸湿のおそれのある部分又は変質、損傷その他の有害な影響を受けるおそれのある部分に使用する軽量気泡コンクリートパネルには、防水、防湿又は防護のための措置を講じなければならぬ。

一 鉄筋その他の補強材は、耐久性上支障のないよう防錆又は防食に関する措置を講じなければならない。

第四 耐久性等関係規定の指定

第一及び第三で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）改正案

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要な部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一～八 （略）

八の二 軽量気泡コンクリートパネル

九～十九 （略）

第一 （略）
第三 （略）

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(イ)	(イ)
第一第八号 の二に掲げ る建築材 料	J I S A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七（寸法を除く。）

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

建築材 料の 区分	品 質 基 準	測 定 方 法 等
第一第八号 の二に掲げ る建築材 料	一 軽量気泡コンクリートの原 料、補強材、防錆材その他の 使用材料が定められているこ と。 二 各部の形状、寸法及び寸法 精度の基準値が定められてい ること。 三 圧縮強度及び密度の基準値 が定められていること。 四 乾燥収縮率の基準値が定め られていること。	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、J I S A五四 一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七による か又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定でき る方法によること。 三 J I S A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル ）一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又 はこれと同等以上に圧縮強度及び密度を測定できる方 法によること。 四 J I S A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル ）一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれ と同等以上に乾燥収縮率を測定できる方法によること。

五 曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。	J I S A 五四一六 (軽量気泡コンクリートパネル)一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみを測定できる方法によること。
六 龜裂、気泡むら、欠け、反りその他の構造耐力上支障のある欠陥がないこと。	六 目視によつて行うこと。

別表第二（検査項目及び検査方法）

別表第一(イ)欄に規定する品質基準のすべて	別表第一(ロ)欄に規定する測定方法等によつて行う。
建築材料の区分 第一第八号の二に掲げる建築材料	検査項目 (イ) (ロ)

改正案

建築基準法施行令 昭和十九年政令第二百一十五号 第九十四条の規定に基
づき 木材のめり、及び木材の圧縮材の座屈の許容心力度 鋼材等の外構用
単板檜木材 以下 集成材等 といふ) の織維方向 集成材等のめり 及び
集成材等の座屈の許容心力度 鋼材等の支圧 鋼材等の圧縮材の座屈及
び鋼材等の曲材の座屈の許容心力度 滲透鉄筋メッシュ等を施した高力ボルト摩
擦接合部の高力ボルトの軸方向に対する許容せん断心力度 ターンバシクルの引
張りの許容心力度 高強度鍛筋の許容心力度 タンブレ等その他これに類する
もの(ドーナツピンねじ等 といふ) の許容心力度 アルミニウム合金材
アルミニウム合金材の接合部の断面 アルミニウム合金材の支圧 アルミニ
ウム合金材の圧縮材の座屈 アルミニウム合金材の曲材の座屈 アルミニウ
ム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタンブレ等はドーナツピンねじ
を用いたアルミニウム合金材の接合部の許容心力度 上フランジ機械式継手の許容
心力度 コンクリート充填鋼管等の鋼管の内部 充填されたコンクリートの圧縮
せん断及び付着の許容心力度 組合体 鍛筋コンクリート組合体を含む 以下
同じ) の圧縮せん断及び鍛筋コンクリート組合体の付着の許容心力度
軽量充填コンクリートパネルを使用する軽量充填コンクリートの圧縮及びせん断
の許容心力度 鍛筋の引張りの許容心力度及び鋼管第百七十七条第一項の国土交
通大臣の認定を受けた鋼材の接合 同条第一項の国土交通大臣の認定を受けた織
手又は仕口及び同条第六十一条第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト

現行

建築基準法施行令 第四百五十九条 政令第百二十九号 第九十五条の規定に基
づき、木材のめり、及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材等の構造用
単板積層材（以下「集成材等」といふ。）の繊維方向、集成材等のめり、及び
集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼等の支庄、鋼材等の圧縮材の座屈及
び鋼材等の曲材の座屈の許容応力度、密閉鉛ダムシ等を施した高力ボルト摩
擦接合部の高力ボルトの軸取向に対する許容せん断応力度、ターベーシカルの引
張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タスピンねじその他これらに類する
もの（以下「タスピンねじ」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、
アルミニウム合金材の溶接縫目のごく断面、アルミニウム合金材の支庄、アルミ
ニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウ
ム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタスピンねじ（ドリングタスピンねじ）
を用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、上フス用機械式締手の許容
応力度、コンクリート並びに鋼管等の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮
せん断及び付着の許容応力度、組積体（繊維コンクリート組積体を除く。以下
同じ。）の圧縮せん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、
鉄筋の引張りの許容応力度並びに同法第六十一条第一項の国土交通大臣の認定を
受けた鋼材の接合（同法第一項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び
同法第六十八条第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応
力度、以下「特殊許容応力度」という。）並びに同法第九十九条の規定に基づき

接合部試験心力度、
第一 特殊試験心力度
等の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の織維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバシクルの引張りの材料強度、高強度鍛筋の材料強度、タッピング等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の座屈及びタッピング等の引張りのタッピング等を用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管等の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、離層剥離等の材料強度並びに貯水池壁面剥離コンクリートの圧縮の材料強度、鉄筋コンクリートパネルに併用する離層剥離コンクリートの圧縮の材料強度、鋼管の三項の国土交通大臣の認定を受けた高炉ボルト接合の材料強度、
特殊試験心力度といつ。()をねぞれ次のように定める。
特殊試験心力度及び特殊試験強度を定める件

十一

略

十一の一
軽量泡コンクリートは水に使用する軽量泡コンクリートの用
縫及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によつたまつてはならない。ただし
し、法第十九条第一項の国土交通大臣の認可を受けた軽量泡コンクリー
ト、ペネルを使用する軽量泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度に
あつては、その品質に応じてそれと同様の国土交通大臣が認定した数値とする。

十一

特殊な説定応力度及び特殊な材料強度を定める件

度量衡	一平方メートル	每单位	一平方メートル
(アーチ)	アーチ	アーチ	アーチ
圧縮	せん断	圧縮	せん断
1.0	0.08	1.0	0.11

第一特殊な材料强度

一〇略

士下士二略

士下士一略

士下士三略

士下士四略

士下士五略

士下士六略

士下士七略

士下士八略

士下士九略

士下士十略

士下士十一略

士下士十二略

士下士十三略

士下士十四略

士下士十五略

士下士十六略

士下士十七略

士下士十八略

士下士十九略

士下士二十略

士下士二十一略

士下士二十二略

士下士二十三略

士下士二十四略

士下士二十五略

士下士二十六略

士下士二十七略

士下士二十八略

士下士二十九略

士下士三十略

士下士三十一略

士下士三十二略

士下士三十三略

士下士三十四略

士下士三十五略

士下士三十六略

士下士三十七略

士下士三十八略

士下士三十九略

士下士四十略

士下士四十一略

士下士四十二略

士下士四十三略

士下士四十四略

士下士四十五略

士下士四十六略

士下士四十七略

士下士四十八略

士下士四十九略

士下士五十略

士下士五十一略

士下士五十二略

士下士五十三略

士下士五十四略

士下士五十五略

士下士五十六略

士下士五十七略

士下士五十八略

士下士五十九略

士下士六十略

士下士六十一略

士下士六十二略

士下士六十三略

士下士六十四略

士下士六十五略

士下士六十六略

士下士六十七略

士下士六十八略

士下士六十九略

士下士七十略

士下士七十一略

士下士七十二略

士下士七十三略

士下士七十四略

士下士七十五略

○建築物の使用上の支障が起らなければ、それを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件（平成十一年建築基準法告示第千四百五十九号）改正案

第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第八十一一条第四号に規定する使用上の支障が起らなければ、それを検証するに必要な場合は、建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合とする。

建築物の部分	条件式
木造 はり（床面に用いるものに限る。 。以下の表において同じ。）	$\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$
鉄骨造 はり	$\frac{D}{l} > \frac{1}{15}$
鉄筋コンクリート造 床版（四辺支持の場合）	$\frac{t}{l_s} > \frac{1}{30}$

床版（四辺支持以外の場合）	$\frac{t}{l_s} > \frac{1}{10}$
はり	$\frac{D}{l} > \frac{1}{10}$
鉄骨鉄筋コンクリート造 はり	$\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$
平成十六年国土交通省告示第**号に規定する軽量気泡コンクリートペネルを用いる床版又は屋根版	$\frac{t}{l_s} > \frac{1}{25}$ $\frac{t}{l_s} > \frac{1}{35}$
床版 屋根版	

この表において、 t 、 l_s 、 D 及び l は、それぞれ以下の数値を表すものとする。

t 床版又は屋根版の厚さ（単位 ミリメートル）

bx 床版又は屋根版の短辺方向の有効長さ（単位 ミリメートル）

D はりのせい（単位 ミリメートル）

l はりの有効長さ（単位 ミリメートル）

第二 令第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起らぬことを確認する方法は、次のとおりとする。

一 当該建築物の実況に応じた固定荷重及び積載荷重によつてはり又は床版に生ずるたわみの最大値を計算すること。ただし、令第八十五条の表に掲げる室の床の積載荷重については、同表(は)欄に定める数値によつて計算することができる。

二 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数（以下「変形増大係数」という。）を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合においては、当該数値を用いることができる。

構造の形式	変形増大係数				
	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	床版	はり
鉄骨鉄筋コンクリート造					
平成十六年国土交通省告示第**号に規定する軽量気泡コンクリートパネルを用いる床版又は屋根版	一・六	四	八	一・六	一

基準の変更案の概要

(室内空気中の濃度測定対象物質からのアセトアルデヒドの除外)

住宅性能表示制度においては、平成13年8月より、室内空気中の化学物質の濃度を測定し、その結果を測定条件とともに住宅性能評価書において表示している。

(参考) 現行の測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、
スチレン、アセトアルデヒド*

*アセトアルデヒドは平成15年4月より測定対象物質に追加

今般、WHOで定められていたアセトアルデヒドの指針値について、次の通り訂正の動きがあることが明らかになった。

$$50 \mu\text{g}/\text{m}^3 (= 0.03\text{ppm}) \rightarrow 300 \mu\text{g}/\text{m}^3 (= 0.17\text{ppm})$$

こうした動きのなかで、厚生労働省においても、指針値策定から一定期間が経過し、この間、各種知見が蓄積されたこと等を踏まえ、アセトアルデヒドの指針値の再検討の準備に着手したところである。

こうしたなかで、アセトアルデヒドについて住宅性能表示制度における表示を続けることは、消費者、生産者等に混乱が生じることが予想される。

(参考) 室内濃度が指針値を超過した新築住宅の割合

化学物質	ホルムアルデヒド	トルエン	アセトアルデヒド	
指針値	日本 0.08ppm	日本 0.07ppm	日本 0.03ppm	WHO 0.17ppm
12年度	28.7%	13.6%	—	—
13年度	13.3%	6.4%	—	—
14年度	7.1%	4.8%	9.2%	0%

*室内空気中の化学物質濃度の実態調査（平成14年度）より
アセトアルデヒドの実態調査は、平成14年度から実施

アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを、当面除外する。

日本住宅性能表示基準（変更案）<抜粋>

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

第2 適用範囲 略

第3 用語の定義

1～6 略

7 この基準において「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

8～12 略

—30—

第4 表示すべき事項及び表示の方法 略

第5 遵守事項 略

別表1（新築住宅に係る表示すべき事項等） 略

別表2－1（既存住宅に係る表示すべき事項等） 略

別表2－2（部位等ごとの劣化事象等） 略

評価方法基準（変更案）<抜粋>

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定めるものとする。

第2 適用範囲 略

第3 用語の定義 略

第4 評価の方法の基準（総則） 略

第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

1～5 略

6 空気環境に関すること

6-1～6-2 略

6-3 室内空気中の化学物質の濃度等

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、次の①及び②に掲げる特定測定物質ごとの評価対象住戸の居室における空気中の濃度及び測定方法とする。

① ホルムアルデヒド

② ~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのうち測定を行うもの

(3) 評価基準（新築住宅）

イ 採取条件

① 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高い

と見込まれる居室において、採取を行うこと。

- ② 居室の中央付近の床からおおむね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて、採取を行うこと。
- ③ 評価対象住戸のすべての窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む。）を 30 分間開放し、当該住戸の窓及び扉（屋外に面するものに限る。）を 5 時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。この場合において、評価対象住戸への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うものとし、また、連続的な運転が確保できる全般換気のための設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
- ④ 採取を行う時間（以下「採取時間」という。）が 24 時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後 2 時から午後 3 時までの間となるように採取時間を設定すること。

□ 測定の方法

測定は、次の①から③までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定の対象とならない化学物質による測定結果への影響の程度が十分に小さい方法にあっては、①から③までに掲げる方法に代えることができる。

- ① 採取は 30 分間以上継続して、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。
- ② 採取した空気について、~~ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒド~~ にあっては D N P H 誘導体化による固相吸着－溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着－溶媒抽出法、固相吸着－加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ－質量分析法により、濃度を求める。
- ③ 濃度は、②で求めた濃度の平均又は最高及び最低のものとすること。

ハ 採取年月日等の記録

採取を行った年月日及び時刻（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、採取を開始した時刻及び終了した時刻）並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。

ニ その他の採取条件の記録

空気を採取した居室の名称、イ②に掲げる位置又はその近傍における採取中の室温（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の室温）、イ②に掲げる位置又はその近傍における採取中の相対湿度（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の相対湿度）、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他測定の対象となる特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼす採取条件を記録すること。

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象住戸について、(3)に掲げるところによること。この場合において、(3)ハ中「並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。」とあるのは「を記録すること。」と、(3)ニ中「空気を採取した居室の名称」とあるのは「空気を採取した居室の名称、当該居室に存する家具（造付け家具を除く。）、カーテンその他これらに類するものの名称」とする。



国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of N I L I M

No. 239

March 2005

編集・発行 © 国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675